

竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 広島県外に居住する若年者を対象として優秀な人材の確保を行う市内の中小企業等の取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若年就職希望者 18歳以上35歳未満の者で、本市に本社を置く中小企業者への就職又は転職活動を行っている者（新卒学生も対象とする）。
- (2) みなし大企業 次の各号のいずれかに該当する法人をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ウ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く)ではないこと。
- (2) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと。
- (3) みなし大企業ではないこと。(ただし、前号の要件を満たす法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない)

- (4) 雇用保険の適用事業主であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する法人でないこと。
- (7) 本市に本社又は本店を有する法人であること。
- (8) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 若年就職希望者採用のため、市内外で開催される合同企業説明会その他これに準ずる催し等（以下「合同企業説明会等」という。）に参加し、無業者、離職者、転職希望者（以下「求職者」という。）への採用活動を行う事業
- (2) 若年就職希望者の採用活動をオンライン上で行う事業及びオンライン上で採用活動について情報発信を行う事業
- (3) 若年就職希望者の採用に係る求人情報を就職情報サイトへ掲載する事業
- (4) 求人紹介業者の仲介により若年就職希望者の採用を行う事業
- (5) 竹原市内の事業所等が実施する若年就職希望者及び高校生を含む学生を対象としたインターンシップを行う事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とし、第7条に定める補助金の交付申請を行う日の属する年度の3月31日までにを行った補助対象事業に要した経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、上限を10万円とする。

- 2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 補助金の同一事業者に対する交付額は、同一年度につき10万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に市長が指定する添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合においては、竹原市中小企業人材確保支援事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）により市長の承認を得なければならない。

(変更の決定)

第10条 市長は、前条の規定による計画変更承認申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金変更承認通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第11条 補助事業の着手は、第8条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号。以下「実績報告書」という。）に市長が定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定に基づき提出された実績報告書等の審査及び必要に応じて

行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金額の確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定を行った場合において、その後の事情の変更等により必要があると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容等を変更することができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用される。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費の区分	補助対象経費
第4条第1号に規定する事業	参加負担金等	合同企業説明会等の主催者に対して支払った費用のうち、参加負担、会場使用、会場装飾及び備品等資材借入に係る費用とする。
	旅費	<p>合同企業説明会等に派遣した従業員の交通費及び宿泊費とする。ただし、1参加当たり2人分までとし、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 交通費 事業所所在地から合同企業説明会等の会場までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金とする。ただし、ビジネスクラス及びグリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。</p> <p>(2) 宿泊費 参加に伴い宿泊が必要となった場合の宿泊費用（食事代を含む場合は、当該代金を除く。）とする。</p>
	その他	市長が特に必要と認めた経費
第4条第2号に規定する事業	利用料等	オンライン面接ツールやWEB企業説明会サービスの利用料又は外部委託等に要した費用とする。
	委託料等	採用動画や特設ページ等情報発信媒体を作成する場合の外部委託等に要した費用とする。
	その他	市長が特に必要と認めた経費
第4条第3号に規定する事業	掲載料	就職情報サイトの管理運営者等に対して支払った費用のうち、求人情報掲載に係る費用とする。
	その他	市長が特に必要と認めた経費
第4条第4号に規定する事業	手数料	求人紹介会社の仲介に対して支払った費用のうち、初期手数料等に係る費用とする。
	その他	市長が特に必要と認めた経費
第4条第5号に規定する事業	掲載料	就職情報サイト等の管理運営者等に対して支払った費用のうち、インターンシップを目的に係る費用とする。
	旅費	インターンシップで受け入れる学生等が事業所所在地まで要した交通費とする。ただし、事業者が学生等の旅費を負担する場合に限るものとし、補助対象経費は、「2補助対象事業(1)」の交通費のとおりとする。
	その他	市長が特に必要と認めた経費

別記様式第1号（第7条関係）

竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付申請書

年 月 日

竹原市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

次のとおり、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金の交付を受けたいので、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を申請します。

1 補助金の額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画(別紙1)
- (2) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 申請者

申請者名	
住所	
電話番号	

2 事業の概要（目的、事業内容、スケジュール等）

--

3 事業費の内訳

補助対象経費 の区分	事業費 (円)	補助対象額 (円)	備考
合計			

※見積書等事業費の根拠となる資料を添付してください。

4 事業期間

事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日

指令 第 号

年 月 日

様

竹原市長

印

竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の竹原市中小企業人材確保支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助金の額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容及び経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付の決定の全部又は一部が取消された場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。

別記様式第3号（第9条関係）

竹原市中小企業人材確保支援事業計画変更承認申請書

年 月 日

竹原市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け 指令第 号で交付決定通知の竹原市中小企業人材確保支援事業補助金について、計画の内容を下記のとおり変更したいので、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 交付申請額 変更前 _____ 円

変更後 _____ 円

2 変更の理由

3 変更内容

4 添付書類

(1) 変更の内容がわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第4号（第10条関係）

指令 第 号

年 月 日

様

竹原市長

印

竹原市中小企業人材確保支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請の竹原市中小企業人材確保支援事業計画変更承認申請については、次のとおり承認したので、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 補助金の額 変更前 _____ 円
変更後 _____ 円

別記様式第5号（第12条関係）

竹原市中小企業人材確保支援事業補助金実績報告書

年 月 日

竹原市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け 指令第 号で交付決定の通知のあった、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金による事業を実施しましたので、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱第12条の規定により実績を報告します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 実績額 金 _____ 円

3 事業実施期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 事業実績書(別紙2)
- (2) 収支計算書及び事業費の根拠となる支払い経費がわかる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

事業実績書

1 報告者

報告者名	
住所	
電話番号	

2 事業の実績概要（目的、事業内容）

--

3 事業費の内訳

補助対象経費 の区分	事業実績額 (円)	補助対象実績額 (円)	備考
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
合計	()	()	

※括弧内は計画額を記入してください。

4 事業期間

事業着手年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日

別記様式第6号（第13条関係）

指令第 号

年 月 日

様

竹原市長

印

竹原市中小企業人材確保支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定をした竹原市中小企業人材確保支援事業補助金の額を、年 月 日付けで提出の実績報告に基づき、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱第13条の規定により確定したので通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 額の確定額 金 _____ 円

竹原市中小企業人材確保支援事業補助金請求書

年 月 日

竹原市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け 指令第 号で補助金の額の確定通知のあった竹原市中小企業人材確保支援事業補助金について、竹原市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱第15条の規定により次のとおり請求します。

- 1 事業費 金 _____ 円
- 2 確定額 金 _____ 円
- 3 請求額 金 _____ 円
- 4 振込先

金融機関名・支店名	
口座種別	普通 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	